

平成19年 6月14日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目 3 番17号
株式会社名古屋証券取引所
取締役社長 畔 柳 昇

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当取引所第79期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年 6月28日（木曜日）午後5時までにご到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成19年 6月29日（金曜日）午前11時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区栄三丁目 3 番17号
当取引所 4 階 MICホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第79期（平成18年 4月 1 日から平成19年 3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査役 3 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第 5 号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第 6 号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

-
- 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当取引所ウェブサイト（<http://www.nse.or.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国の経済は、企業業績の改善が続き、民間設備投資も順調に拡大するなど、回復基調で推移しました。

当期の株式市況は、日経平均株価が5月に株価の世界的調整を受けて下落し、6月13日には当期最安値となる14,218円を付けました。7月に入ってから、北朝鮮によるミサイルの発射、8月の企業業績の上方修正、9月以降の景気減速懸念の台頭などを背景に一進一退で推移しましたが、12月には米国における景気減速懸念が払拭されたことなどを受けて上昇に転じました。

その後、2月26日には6年9ヶ月ぶりの水準となる当期最高値18,215円まで上昇したものの、世界同時株安もあり軟調に推移し、期末には前期末比227円高の17,287円で取引を終えました。

このような経済環境のなか、当取引所では、引き続き市場規模の拡大と上場メリットの向上に取り組み、新規上場会社数の増加と上場廃止申請の減少により、市場規模は緩やかな拡大に転じつつあります。

こうした市場の拡大は、取引参加者の増加にも繋がっており、当期末における総合取引参加者数は、過去最高の48社となりました。

また、名証相場情報について、当期から全面的に課金を行い、情報関連収入の拡充に努めました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

取引参加者負担金収入

取引参加者の新規加入等により取引参加者負担金収入は、7億50百万円(前期比4.5%増)となりました。

上場関係収入

公募増資等の減少により上場関係収入は、4億90百万円(前期比23.5%減)となりました。

情報関係収入

名証相場情報の全面有料化の実施により情報関係収入は、3億30百万円(前期比423.8%増)となりました。

その他営業収益

名証IRエキスポの出展会費収入の増加等によりその他営業収益は、1億42百万円(前期比6.6%増)となりました。

以上の結果、営業収益は、17億14百万円(前期比10.2%増)となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：千円)

区 分	第78期 (平成17年度)		第79期(当期) (平成18年度)		前 期 比 増 減 率
	営業収益	構 成 比	営業収益	構 成 比	
取引参加者負担金	717,947	46.1%	750,526	43.8%	4.5%
定額負担金	661,978	42.5%	695,770	40.6%	5.1%
定率負担金	13,469	0.9%	11,756	0.7%	12.7%
参加金・入会金	42,500	2.7%	43,000	2.5%	1.2%
上場関係収入	641,295	41.2%	490,624	28.6%	23.5%
上場手数料	429,248	27.6%	286,144	16.7%	33.3%
年間上場料	212,047	13.6%	204,480	11.9%	3.6%
情報関係収入	63,119	4.1%	330,649	19.3%	423.8%
その他営業収益	133,735	8.6%	142,604	8.3%	6.6%
合 計	1,556,098	100.0%	1,714,405	100.0%	10.2%

一方、当期の営業費用は、人件費等の増加により11億70百万円（前期比4.0%増）となりました。その結果、営業利益は、5億43百万円（同26.2%増）となりました。

営業外収益は、59百万円（同87.3%増）となり、経常利益は、6億3百万円（同30.4%増）となりました。

特別損失を差し引いた結果、税引前当期純利益は、6億2百万円（同30.4%増）となり、当期純利益は、3億26百万円（同31.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額3億55百万円であり、その主な内容は新相場・統計システムの開発となっております。

(3) 資金調達の状況

資金調達については、すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

わが国の証券市場は、政府が進める「貯蓄から投資へ」の移行を課題として実施されたさまざまな施策や企業による株主への利益還元策の強化等に加え、情報技術革新の進展も加わり、個人投資家の市場参加が拡大しております。

今後、「貯蓄から投資へ」の流れが一層加速することに伴い、市場インフラである証券取引所のシステムに対する信頼性・高速性・柔軟性向上への要求および証券取引所の自主規制機能に対する期待が益々高まっていくことが想定されます。

こうした環境のなか、当取引所は、次に掲げる項目を重点項目として、今後の市場運営に取り組んでまいりたいと考えております。

上場プロモーション活動の促進

関係機関と協力し、新興企業向け市場であるセントレックスを中心とした上場プロモーション活動を中部地区はもとより全国的に取り組み、延いては名証上場会社数の増加に繋げていくことを目指してまいります。

また、外国会社の上場の可能性等について、予備調査を継続してまいります。

市場規模の拡大

セントレックス上場企業数の増加と上場廃止申請の減少を背景として、市場規模は緩やかな拡大に転じつつあります。

しかし、上場廃止申請の動きは皆無ではなく、名証上場のメリットを向上させるため、上場会社のIR活動や中部地区における広報活動のサポートなどの充実に引き続き努めてまいります。

取引参加者数の増加

発行市場および流通市場の活性化を図るためには、証券会社が数多く名証市場に参加することが必要であることから、取引参加者数の増加に努めてまいります。

市場の公正性・信頼性の確保

上場監理、市場監理および取引参加者監理などの自主規制機能を適切に発揮するとともに、関係機関との連携を強化し、名証市場の公正性・信頼性の向上に努めてまいります。

また、さまざまなリスクを可能な限り未然に防止するとともに、リスク発生時において適切な対応をとることができるよう、リスク管理の運用体制について一層の整備を図ってまいります。

次世代システムへの対応の検討

当取引所の売買システムに係る業務委託先である株式会社東京証券取引所が、次世代システムの開発に着手したことを踏まえ、当取引所といったしましても、市場参加者の利便性、システムの信頼性・安定性向上等を勘案し、次世代システムへの対応について検討してまいります。

コーポレート・ガバナンスの充実・強化

業務運営が迅速かつ的確、公正かつ効率的に運営されるよう、内部統制システム構築の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ってまいります。

収益力の強化

当期より全面課金を行った名証相場情報について、更に提供先の拡大に取り組むことで収益の拡大を図ってまいります。

また、業務の合理化・効率化に引き続き取り組み、財政基盤の安定性向上を目指してまいります。

組織体制の整備

市場の安定性・信頼性・公正性向上および収益力の強化を図る観点から、従業員のレベルアップを図るとともに、新システム稼働後の運用体制及び次世代システムへの対応方針を考慮しつつ、組織体制を整備してまいります。

個人投資家の拡大

わが国証券市場へ新たな投資家の参加を促すため、関連団体等と連携を図りながら、個人投資家の育成・教育活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第76期 (平成15年度)	第77期 (平成16年度)	第78期(前期) (平成17年度)	第79期(当期) (平成18年度)
営業収益	1,242,992	1,307,899	1,556,098	1,714,405
営業利益	26,138	138,458	430,836	543,813
経常利益	35,793	147,678	462,473	603,054
当期純利益	26,901	113,994	248,404	326,381
1株当たり当期純利益	261円97銭	1,110円08銭	2,372円23銭	3,178円31銭
総資産	4,751,836	4,778,882	5,103,116	5,324,093
純資産	3,797,326	3,913,103	4,158,613	4,429,922

- (第76期) 営業収益は、上場関係収入の減少等を受け前期比12.3%減少しましたが、営業費用も経費削減等の効果により前期比7.9%減少し、営業利益は前期比72.7%減の26百万円となりました。また、会員権評価損等を計上したことから、当期純利益は前期比69.9%減の26百万円となりました。
- (第77期) 営業収益は、上場関係収入の増加等を受け前期比5.2%増加し、営業費用は経費削減等の効果により前期比3.9%減少し、営業利益は前期比429.7%増の1億38百万円となりました。当期純利益は前期比323.7%増の1億13百万円となりました。
- (第78期) 営業収益は、上場関係収入の増加等を受け前期比19.0%増加し、営業費用は売買システム賃借料等の減少により前期比3.8%減少し、営業利益は前期比211.2%増の4億30百万円となりました。当期純利益は前期比117.9%増の2億48百万円となりました。
- (第79期) 当期の状況については、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当取引所は、取引所有価証券市場を開設し、有価証券の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表および有価証券の売買の公正の確保その他の取引所有価証券市場の開設に係る業務を主な事業とし、併せてこれに附帯する事業を営んでおります。

なお、当取引所の開設する取引所有価証券市場における売買の対象および取引参加者数は、次のとおりであります。

売買の対象

有 価 証 券 区 分		上場銘柄数	発行者数
内 国 株 券	市 場 第 一 部	247	247
	市 場 第 二 部	113	113
	セントレックス	31	31
	計	391	391
外 国 株 券	市 場 第 一 部		
	市 場 第 二 部		
	セントレックス		
	計		
優 先 株 券			
投資信託受益証券		1	1
新株予約権証券			
債 券		276	2
新株予約権付社債券		16	15

取引参加者数

取引参加者区分	取引参加者数
総合取引参加者	48
I P O 取 引 参 加 者	
株価指数オプション取引参加者	1
計	49

(7) 主要な営業所

本 店 名古屋市中央区栄三丁目3番17号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
49名	1名減

(注) 上記従業員数には、嘱託社員(3名)、派遣社員(9名)およびパートタイマー(2名)が含まれ、執行役員は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 410,760株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 102,690株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 33名 |
| (4) 株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数
三菱UFJ証券株式会社	8,300 株
SMBCフレンド証券株式会社	8,200
アーク証券株式会社	3,200
安藤証券株式会社	3,200
いちよし証券株式会社	3,200
SBI証券株式会社	3,200
岡三ホールディングス株式会社	3,200
岡地証券株式会社	3,200
木村証券株式会社	3,200
極東証券株式会社	3,200
コスモ証券株式会社	3,200
寿証券株式会社	3,200
新光証券株式会社	3,200
高木証券株式会社	3,200
立花証券株式会社	3,200
大徳証券株式会社	3,200
大万証券株式会社	3,200
東海東京証券株式会社	3,200
東洋証券株式会社	3,200
野村證券株式会社	3,200
丸三証券株式会社	3,200
丸八証券株式会社	3,200
みずほインベスターズ証券株式会社	3,200
豊証券株式会社	3,200
松井証券株式会社	2,890
大和証券株式会社	2,550
大和証券エスエムピーシー株式会社	2,550
日興コーディアル証券株式会社	2,550
日興シティグループ証券株式会社	2,550
中部電力株式会社	1,300
平和不動産株式会社	1,000
大同特殊鋼株式会社	300
ディー・ブレイン証券株式会社	100

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	他の法人等の代表状況等
畔柳 昇	代表取締役社長	
西川 聡	取締役副社長	
澤田 康夫	常務取締役	
安藤 正敏	取締役	安藤証券株式会社取締役会長
大木島 巖	取締役	トヨタ自動車株式会社顧問
木村 茂	取締役	木村証券株式会社取締役社長
國村 道雄	取締役	名城大学経営学部・大学院経営学研究科教授
坂口 省吾	取締役	野村證券株式会社常務執行役員名古屋駐在
長瀬 吉昌	取締役	大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員
箕浦 宗吉	取締役	名古屋商工会議所会頭、名古屋鉄道株式会社取締役相談役
森島 康雄	常勤監査役	
伊藤 建一	監査役	豊証券株式会社取締役会長
奥村 雅英	監査役	東海東京証券株式会社取締役会長

- (注) 1. 取締役の安藤 正敏氏、大木島 巖氏、木村 茂氏、國村 道雄氏、坂口 省吾氏、長瀬 吉昌氏および箕浦 宗吉氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役の伊藤 建一氏および奥村 雅英氏は、社外監査役であります。
 3. 平成18年6月30日開催の第78期定時株主総会において、新たに長瀬 吉昌氏および箕浦 宗吉氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 執行役員の状況

氏名	地位	担当または主な職業
畔柳 昇	代表取締役社長	最高経営責任者・最高業務執行責任者
西川 聡	取締役副社長	自主規制グループ・業務グループ統括
澤田 康夫	常務取締役	総務グループ統括
高松 明	常務執行役員	営業推進グループ統括

4. 会計監査人の氏名または名称

中央青山監査法人（平成18年7月1日付で退任）

公認会計士 笠松 栄治（平成18年7月4日付で一時会計監査人に就任）

みずす監査法人（平成18年9月1日付で一時会計監査人に就任）

- (注) 会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみずす監査法人に名称変更）は、金融庁より平成18年5月10日付で、同年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受け、同年7月1日をもって会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理意識の向上および法令遵守のため、経営理念および行動指針を定め、業務運営の指針とする。

企業倫理意識等の浸透を図るため、取締役会の下に設置するコンプライアンス・リスク管理委員会がこれを推進する。

法令に違反する行為等を未然に防止又は早期に発見し是正するため、法令遵守上疑義のある行為等を発見した使用人が、相談・通報することができる制度を整備し、社内規則に従って運用する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令および社内規則に従って、適切に保管する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク管理委員会は、社内規則およびマニュアルに従って、当取引所に存在するリスクを網羅的かつ総括的に管理する。

有事においては、各種マニュアルに従って対策本部を設置し、危機の管理にあたる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の職務の執行状況の監督等を行う。

取締役は、定款および社内規則を遵守し、職務の執行にあたる。

- (5) 当取引所における業務の適正を確保するための体制

ガバナンス体制および内部監査体制の確保を図り、監査役による業務監査に加え、コンプライアンス・リスク管理委員会による内部監査を実施する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を総務グループに置く。

当該使用人の人事評価については、取締役からの独立性を確保するため、常勤監査役と人事担当執行役員が意見交換を行う。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会に出席する。

決裁済みのりん議書は、すべて常勤監査役に回付し、報告する。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、内部監査の実施結果、(1)の通報が行われた事実その他重要な事項について、常勤監査役に報告する。

監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役又は使用人は、当該事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告する。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役が行う監査に協力し、監査に必要な情報について、速やかに監査役に提供する。

監査役は、当取引所の会計監査人との連携を可能な限り図る。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当取引所は、株主への利益還元を重要な経営課題であると認識しており、相当の利益を確保することができた事業年度においては、取引所有価証券市場の安定的な運営を行っていくうえで必要な内部留保資金を確保しつつ、剰余金の配当等を実施することを基本方針としております。

以上のご報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 比率(%)は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,378,758	流動負債	272,959
現金及び預金	2,272,478	未払金	2,709
営業未収金	60,176	未払費用	19,930
貯蔵品	971	未払法人税等	162,313
前払費用	8,047	未払消費税等	20,014
繰延税金資産	36,419	前受金	2,759
その他の流動資産	664	預り金	8,102
固定資産	2,945,335	賞与引当金	50,130
有形固定資産	166,734	役員賞与引当金	7,000
建物	47,911	固定負債	621,210
備品	35,557	預り保証金	4,621
建設仮勘定	83,265	預り信認金	76,350
無形固定資産	313,813	退職給付引当金	458,927
電話加入権	1,722	役員退職慰労引当金	81,312
ソフトウェア	93,446	負債合計	894,170
ソフトウェア仮勘定	218,644	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,464,787	株主資本	4,429,934
投資有価証券	1,681,778	資本金	1,000,000
長期貸付金	17,158	資本剰余金	450,000
繰延税金資産	241	資本準備金	450,000
差入保証金	36,623	利益剰余金	2,979,934
長期前払費用	7,057	その他利益剰余金	2,979,934
信認金特定資産	76,350	違約損失積立金	628,178
違約損失積立金特定預金	628,178	建物・機械積立金	1,153,363
その他の投資その他の資産	50,800	別途積立金	449,373
貸倒引当金	33,399	繰越利益剰余金	749,019
資産合計	5,324,093	評価・換算差額等	11
		その他有価証券評価差額金	11
		純資産合計	4,429,922
		負債及び純資産合計	5,324,093

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		1,714,405
取引参加者負担金	750,526	
上場関係収入	490,624	
情報関係収入	330,649	
その他の営業収益	142,604	
営業費用		1,170,592
販売費及び一般管理費	1,170,592	
営業利益		543,813
営業外収益		59,240
受取利息及び配当金	27,872	
その他の営業外収益	31,367	
営業外費用		
経常利益		603,054
特別利益		
特別損失		98
税引前当期純利益		602,955
法人税、住民税及び事業税		276,703
法人税等調整額		128
当期純利益		326,381

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金				
				違約損失 積立金	建物・機械 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	1,153,363	449,373	478,783	2,709,698
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							51,345	51,345
前期利益処分 による役員賞与							4,800	4,800
当期純利益							326,381	326,381
株主資本以外の項目 の当事業年度中 の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計							270,236	270,236
平成19年3月31日残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	1,153,363	449,373	749,019	2,979,934

	株 主 資 本	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価 差 額	評価・換算差額等 金 合 計	
平成18年3月31日残高	4,159,698	1,084	1,084	4,158,613
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当	51,345			51,345
前期利益処分 による役員賞与	4,800			4,800
当期純利益	326,381			326,381
株主資本以外の項目 の当事業年度中 の変動額(純額)		1,072	1,072	1,072
当事業年度中の変動額合計	270,236	1,072	1,072	271,308
平成19年3月31日残高	4,429,934	11	11	4,429,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券.....償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しています。

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

役員賞与引当金.....役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しています。

これにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は7,000千円減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は4,429,922千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

145,845千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、基幹業務システム及び事務機器の一部についてはリース契約により使用しています。

(3) 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)他6社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は303,178千円であります。

(4) 信認金特定資産

当取引所は、証券取引法第107条の4の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信認金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

信認金代用有価証券

25,374千円

上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 102,690株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	51,345	500	平成18年 3月31日	平成18年 7月3日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51,345	500	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	12,943千円
賞与引当金	20,332千円
退職給付引当金	186,140千円
役員退職慰労引当金	32,980千円
貸倒引当金	13,547千円
その他	12,546千円
繰延税金資産小計	278,490千円
評価性引当額	241,829千円
繰延税金資産合計	36,661千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として、基幹システムプログラム等があります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	43,138円79銭
1株当たり当期純利益	3,178円31銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

株式会社名古屋証券取引所

取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 島 和 憲 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 奥 谷 浩 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

笠松栄治公認会計士事務所

公 認 会 計 士 笠 松 栄 治 ㊞

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋証券取引所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び公認会計士笠松栄治との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに基づき各監査役から、毎月の監査役会において監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに意見交換を行いつつ、取締役等の職務の執行状況その他について監査したほか、会計監査人の職務執行状況についても報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査規程に準拠し、監査の方針及び職務の分担に従い、取締役その他の使用人及び実質的な内部監査部門の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 時会計監査人、みずす監査法人及び同公認会計士 笠松栄治氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月23日

株式会社 名古屋証券取引所 監査役会
常 勤 監 査 役 森 島 康 雄 ㊟
監 査 役 伊 藤 建 一 ㊟
監 査 役 奥 村 雅 英 ㊟

- (注) 1. 監査役伊藤建一及び奥村雅英は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、金融庁より平成18年5月10日付けで平成18年7月1日から同年8月31日まで業務停止処分を受けたため平成18年7月1日に当社の会計監査人の資格を喪失いたしました。

このため当社は会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月4日開催の監査役会で公認会計士笠松栄治氏を一時会計監査人として選任するとともに、中央青山監査法人がこれまで当社に対し適切かつ厳格な監査業務を実施してきたことと再発防止に向けた取り組みを行うことなどを踏まえ、行政処分後の平成18年9月1日付けで一時会計監査人として同監査法人を選任いたしました。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日をもって、みずす監査法人と名称変更しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行により、証券取引法（昭和23年法律第25号）に規定されていた用語が改正されること等に伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当取引所は、株式に係る株券を発行しておりますが、定款上株式の譲渡を制限していることなどを踏まえ、本年9月1日をもって株券を発行しないこととするため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 相続その他の一般承継により当取引所の株式を取得した者に対し、当該株式の売渡請求を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (4) 当取引所の業務内容を踏まえ、国債証券及び外国国債証券に係る標準物の設定に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、この変更は、金融庁長官の認可を条件とするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当取引所は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引</u>（以下「有価証券の売買等」という。）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の<u>取引所有価証券市場の開設に係る業務</u></p> <p>(2) <u>有価証券債務引受業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当取引所は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当取引所は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>有価証券の売買又は市場デリバティブ取引</u>（以下「有価証券の売買等」という。）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の<u>取引所金融商品市場の開設に係る業務</u></p> <p>(2) <u>金融商品債務引受業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条 <u>削 除</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (略)</p> <p>2 株主総会において、<u>証券業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で、<u>証券市場</u>の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、取締役1名以上を選任する。</p> <p>3 前項に規定する取締役は、その在任中、<u>証券業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事することができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条・2 (略)</p> <p>3 当取引所の常務に従事する取締役は、その在任中、<u>証券業</u>と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 (略)</p> <p>2 常勤の監査役は、その在任中、<u>証券業</u>と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 <u>取引所有価証券市場</u></p> <p>(<u>取引所有価証券市場</u>) 第39条 当取引所の開設する<u>取引所有価証券市場</u>(以下「当取引所の市場」という。)においては、<u>有価証券</u>の売買等を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(<u>相続人等に対する売渡請求</u>) 第8条の2 <u>当取引所は、相続その他の一般承継により当取引所の株式を取得した者に対し、当該株式を当取引所に売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 (略)</p> <p>2 株主総会において、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で、<u>金融商品市場</u>の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、取締役1名以上を選任する。</p> <p>3 前項に規定する取締役は、その在任中、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事することができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条・2 (略)</p> <p>3 当取引所の常務に従事する取締役は、その在任中、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 (略)</p> <p>2 常勤の監査役は、その在任中、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 <u>取引所金融商品市場</u></p> <p>(<u>取引所金融商品市場</u>) 第39条 当取引所の開設する<u>取引所金融商品市場</u>(以下「当取引所の市場」という。)においては、<u>有価証券</u>の売買等を行う。</p> <p>2 (略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>国債証券及び外国国債証券に係る標準物の設定</u>)</p> <p>第40条 <u>当取引所は、国債証券及び外国国債証券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができる。</u></p> <p>(取引参加者による法令諸規則等の遵守)</p> <p>第42条 取引参加者は、証券取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「当取引所の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。</p>	<p>第40条 <u>削 除</u></p> <p>(取引参加者による法令諸規則等の遵守)</p> <p>第42条 取引参加者は、<u>金融商品取引法</u>及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「当取引所の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年7月17日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年9月1日にその効力を生ずるものとし、第2条第1号及び第2号、第19条第2項及び第3項、第21条第3項、第31条第2項、第8章の見出し、第39条の見出し及び第1項並びに第42条の改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第1条に定める政令で定める日から施行する。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	大木島 巖 (昭和9年12月27日生)	昭和33年4月 トヨタ自動車工業㈱(現 トヨタ自動車 ㈱入社) 同60年9月 同社取締役 平成2年9月 同社常務取締役 同4年9月 同社専務取締役 同7年8月 同社取締役副社長 同11年6月 同社相談役 同12年6月 日野自動車㈱代表取締役会長 同14年7月 トヨタ自動車㈱顧問(現任) 同16年6月 日野自動車㈱相談役(現任) 同16年6月 当取引所取締役(現任)
2	岡地 敏 則 (昭和29年12月4日生)	昭和52年4月 東洋証券㈱入社 同56年7月 岡地証券㈱入社 同61年12月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 同3年6月 同社専務取締役 同5年6月 同社取締役社長(現任) 同14年4月 当取引所監査役 同16年6月 当取引所監査役辞任
3	木 村 茂 (昭和12年9月23日生)	昭和35年4月 木村証券㈱入社 同37年11月 同社取締役 同40年10月 同社常務取締役 同41年11月 同社専務取締役 同50年11月 同社取締役社長(現任) 平成14年4月 当取引所取締役(現任)
4	國 村 道 雄 (昭和15年11月25日生)	昭和60年4月 名古屋市立大学経済学部・大学院経済学 研究科教授 平成12年4月 同学経済学部長兼大学院経済学研究科長 同15年4月 名城大学経営学部・大学院経営学研究科 教授(現任) 同16年6月 当取引所取締役(現任)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
5	畔 柳 昇 (昭和9年8月23日生)	昭和33年4月 中部電力㈱入社 平成元年6月 同社取締役東京支社長 同5年6月 電気事業連合会出向(専務理事) 同9年6月 同社取締役副社長 同13年6月 中電ビル㈱取締役社長 同13年6月 中部電力㈱顧問(現任) 同14年4月 当取引所取締役社長(現任)
6	坂 口 省 吾 (昭和28年5月27日生)	昭和51年4月 野村證券㈱入社 平成8年6月 同社札幌支店長 同10年6月 同社取締役企業サービス業務担当 同14年4月 同社常務取締役企業金融本部兼金融マネ ジメント部担当 同15年6月 同社常務執行役企業金融本部兼金融マネ ジメント部担当 同17年4月 野村證券㈱常務執行役名古屋駐在(現 任) 同17年6月 当取引所取締役(現任)
7	澤 田 康 夫 (昭和25年2月5日生)	昭和47年4月 中部電力㈱入社 平成9年7月 同社総務部総務グループ部長(グループ 長) 同11年7月 同社静岡支店総務部長 同14年4月 当取引所常務取締役(現任)
8	長 瀬 吉 昌 (昭和32年11月3日生)	昭和56年4月 大和証券㈱入社 平成8年2月 同社彦根支店長 同12年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケッ ツ㈱名古屋支店法人部部長 同13年4月 大和証券エスエムビーシー㈱名古屋支店 法人第一部部長 同16年5月 同社事業法人第四部長 同17年4月 同社事業法人第三部長 同18年4月 同社執行役員(名古屋支店長兼名古屋担 当)(現任) 同18年6月 当取引所取締役(現任)
9	西 川 聰 (昭和22年11月18日生)	昭和46年4月 大蔵省入省 同51年7月 三原税務署長 平成8年7月 札幌国税局長 同9年7月 国税庁長官官房国税審議官 同10年7月 理財局たばこ塩事業審議官 同12年7月 都市基盤整備公団理事 同16年6月 当取引所取締役副社長(現任)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
10	箕 浦 宗 吉 (昭和2年2月27日生)	昭和27年4月 日本銀行入行 同59年5月 同行理事 同63年6月 名古屋鉄道㈱取締役副社長 平成2年7月 同社交通事業局長 同5年6月 同社不動産事業本部長 同6年6月 同社取締役社長 同11年6月 同社取締役会長 同16年2月 名古屋商工会議所会頭(現任) 同17年10月 名古屋鉄道㈱取締役相談役(現任) 同18年6月 当取引所取締役(現任)

- (注) 1. 上記候補者と当取引所との間に特別の利害関係はありません。
2. 大木島 巖氏、岡地 敏則氏、木村 茂氏、國村 道雄氏、坂口 省吾氏、長瀬 吉昌氏および箕浦 宗吉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大木島 巖氏、岡地 敏則氏、木村 茂氏、坂口 省吾氏、長瀬 吉昌氏および箕浦 宗吉氏は、経済および経営に関する知識、経験等を当取引所の経営に生かしていただきたいため、國村 道雄氏は、経済および経営に関する学識等を当取引所の経営に生かしていただきたいため、それぞれ社外取締役として選任をお願いします。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	安藤正敏 (昭和4年1月30日生)	昭和26年4月 ㈱住友銀行入行 同31年7月 安藤証券㈱入社 同35年11月 同社取締役 同45年11月 同社常務取締役 同50年11月 同社専務取締役 同54年4月 同社取締役副社長 同63年10月 同社取締役社長 平成14年4月 当取引所取締役（現任） 同14年6月 安藤証券㈱取締役会長（現任）
2	大井正隆 (昭和22年7月5日生)	昭和41年4月 大蔵省入省 同63年7月 中国財務局理財部理財課長 平成4年7月 北海道財務局函館財務事務所長 同7年7月 住宅金融公庫経理部参事役 同9年7月 大臣官房地方課財務考査管理室長 同11年7月 近畿財務局京都財務事務所長 同12年7月 東北財務局理財部長 同13年7月 日本証券業協会名古屋地区協会事務局長 (現任)
3	田中敬一郎 (昭和16年3月1日生)	昭和39年4月 大同製鋼㈱（現 大同特殊鋼㈱）入社 平成2年6月 同社経理部長 同7年6月 同社取締役関連事業部長 同10年6月 同社常務取締役 同15年6月 同社代表取締役副社長 同17年6月 同社代表取締役副社長兼東京本社長 同18年6月 同社常勤顧問（現任）

- (注) 1. 上記候補者と当取引所との間に特別の利害関係はありません。
 2. 大井 正隆氏および田中 敬一郎氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 大井 正隆氏は、金融行政および証券業における自主規制に関する知識、経験等を生かして当取引所の経営を監査いただきたいため、田中 敬一郎氏は、経営および財務等に関する知識、経験等を生かして当取引所の経営を監査いただきたいため、それぞれ社外監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当取引所の会社法第346条第4項および第6項の規定に基づく一時会計監査人であり、公認会計士 笠松 栄治氏およびみずす監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	あずさ監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号
沿 革	昭和60年7月1日 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月1日 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする 平成16年1月1日 あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする
概 要 (平成19年3月31日)	人 員 公認会計士 1,700名 (うち代表社員232名、社員196名) 会 計 士 補 752名 新試験合格者 374名 その他職員 877名 合 計 3,703名 クライアント数 5,543社 (監査証明業務 4,142社、その他の業務 1,401社) 出 資 金 3,300百万円

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役 安藤 正敏氏ならびに監査役 森島 康雄氏、伊藤 建一氏および奥村 雅英氏に対し、在任中の労に報いるため、慰労金を贈呈するものであります。

なお、贈呈につきましては、当取引所の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
安 藤 正 敏	平成14年4月 当取引所取締役（現任）
森 島 康 雄	平成17年6月 当取引所常勤監査役（現任）
伊 藤 建 一	平成16年6月 当取引所監査役（現任）
奥 村 雅 英	平成14年4月 当取引所監査役（現任）

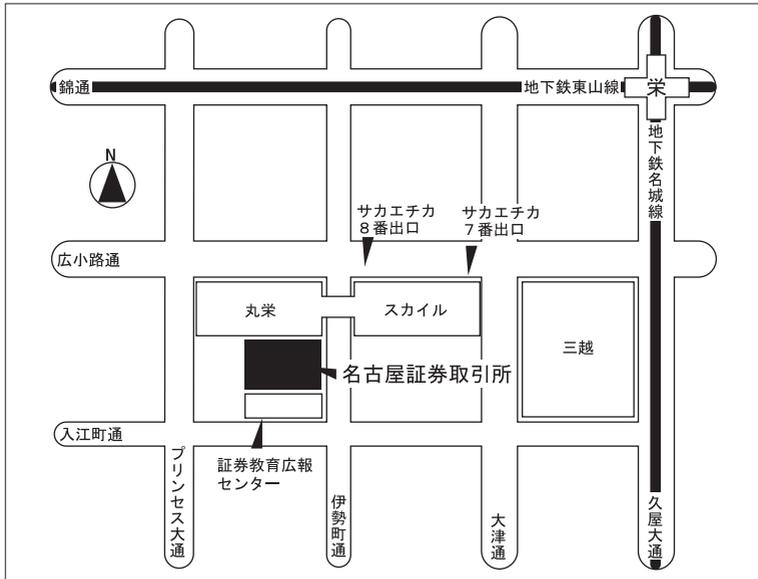
第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額7,000,000円（取締役分5,300,000円、監査役分1,700,000円）を支給することといたしたいと存じます。また、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役は取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目3番17号
当取引所4階 MICホール
TEL：052-262-3171



交 通 地下鉄「栄」駅 サカエチカ 8番出口より徒歩2分
サカエチカ 7番出口より徒歩5分

(注) 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。